

令和7年度第2回三鷹市農業公園運営懇談会会議録

開催日時 令和7年8月27日（水曜日）午後6時30分から午後8時20分まで

開催場所 消費者活動センター3階 会議室

傍聴者 なし

出席者 懇談会委員13人/16人

次第

1 座長あいさつ

2 議題

（1）三鷹市農業公園の立ち枯れ樹木の伐採について（継続）

【事務局説明】

資料2を基に事務局説明

（質疑・応答）

【委員】70cmに伐採した木をテーブル、40cmに伐採した木を椅子にするのか。

【事務局】その予定。40cmに伐採したものは地面に固定しないので、別の場所に持つて行くことも可能。

【委員】伐採する木は途中から二股に分かれているので、合計すると椅子は3脚できるのか。

【事務局】二股に分かれている部分は切ってみないとわからない。太さがないと不安定になるため、業者と相談しながらすすめる。

【委員】伐採後の枝部分はどうするのか。

【事務局】園内に放置すると危険なので、業者に回収してもらう。

【委員】伐採日が決まつたら教えてほしい。

【事務局】決まり次第周知する。

（2）自由広場における火気の使用方法について

【事務局説明】

資料3を基に事務局説明

（質疑・応答）

【委員】燃え残った炭が残るから埋めてはいけないのか。

【座長】消し炭は分解されずに永久的に残るため、同じ場所に何度も埋めると炭の山になる。炭の上には草も生えないで、埋めるのはあまりよくないと思う。

【委員】直火焼きについて、どういうものが禁止となるのか説明してほしい。子ども達の活動で焼き芋やマシュマロなどの食材の他に、火を入れたビー玉を水で冷やして模様を楽しむ遊びなども行っている。すべて禁止なのか。

【事務局】地面に食材や油が落ちることを防ぐためなので、対象が食材でなければ問題ない。食材で、例えば焼き芋の場合は、芋をアルミホイルに包んで焼くのは直接食材を火に当てていないので問題ないが、アルミホイル等でくるままず芋を直接火に当てるのは禁止したい。マシュマロも同様で厳密にいうと直火焼きになるので避けてほしい。

【座長】問題にしたいことは油が地面に落ちること。

【委員】実際にそのようなことがあったのか。今後の懸念事項か。

【事務局】今後の懸念事項。

【委員】油をつかわない食材であればいいとはならないか。

【座長】油にも定義があるので、それこそ様々な見解が出てくると思う。

【委員】では何がいいのか。

【座長】キャンプファイヤーで火を楽しむなどは問題ない。

【委員】子ども達は火を眺めるだけでも楽しめるが、せっかく焚火をしているので何らかの体験をさせてあげたい。ただ火を眺めるだけだともったいないと思う。自然の中で体験をすることはとても大事。

【副座長】この案を出すにあたり、前回の懇談会で、直火のルールがなく、人によって使用方法・現状復帰方法がさまざまな状態で運用されていることが懸念された。そのため基準となるルールを設けたほうが良いのではないか、ということで事務局より運用案を提案した。その中で「直火焼きは不可とする。」という表現は行為を制限するため、現状実施してきた行事やイベントに大きく影響する。本来の目的は園内の土をなるべく良い状態で維持していくことなので、ルール上では行為を制限する表現はせずに、「直火をするときは、

食材や油が地面に落ちないように注意してください。」など、直火をする際の注意点として喚起を促すだけでいいのではないか。直火をする人が食材や油が地面に落ちないように実施することで、目的に達することが出来ると思う。

【委員】直火が出来る場所を過小評価せずに、非常に貴重な場所と理解してもらえるとありがたい。

【副座長】先ほど話があったように、同じ焼き芋でも調理方法によって禁止かどうかが変わってくる。そのため「直火焼き不可」ではなく、直火焼きの際の注意書きのような形で周知するといいと思う。

【事務局】例えば「食材の油とかカスが地面に落ちる可能性があるものは不可」とか。

【委員】ここで決めたルールを提示するのか。

【事務局】火気届出の際に周知したい。

【委員】以前はバーベキュー等で使用した炭を畑の側に捨てたりすることがあったと聞いていたが、今もあるのか。

【事務局】今も見かけることはある。ただ現在は区画整備して使用人数も少ないため、以前よりは少ない。

【委員】前回の懇談会でも、使用後の炭を有料で回収できないか、という意見があった。消し炭を有料で緑化センターが回収することについて、検討の余地はあるのか。

【副座長】前回の懇談会では、消し炭に限らず、バーベキューで使用したごみを緑化センター経由で市のごみ対策課で収集できないか、という意見があった。この件についてごみ対策課に確認した。利用者が自身で持ち帰る分は一般家庭ごみで問題ないが、利用者のごみを緑化センターが回収して市のごみ対策課に出すと、「事業系ごみ」となり扱いが変わる。すべての事業系ごみを市が回収ことはできないので、市が回収できる事業系ごみは一定面積以下の事業者に限ることとしている。面積要件を超過した事業系ごみは、事業者が民間業者に委託するしかない。緑化センターは面積要件を超過しているため、民間委託となる。このような経緯により、緑化センターのごみを市で回収することはできない。また、この件と並行して一般的な運用を調べたが、使用したごみは持つて帰ることが基本となっている。

【委員】他県の団体で、バーベキューの消し炭を土壤改良材として使用している。例えばバーベキューの消し炭を農業公園内の土壤改良材として使用することはできるか。

【座長】園内は木も植わっているので土壤改良の必要はない。また消し炭は定植するときの土壤改良材なので、畑全体に使うものでもない。

【副座長】活用はできるけど、ごく少量でよいということか。

【座長】その通り。畑1反に使う炭素系の肥料は柄杓2杯くらい。畑全体に撒かずに、定植するときにスポット的に撒く。あまり炭が多すぎると菌が着手せず成長に影響する。

【委員】ごみは自身で持つて帰ることはマナーだと思う。

【委員】持ち帰るよう伝えているのに廃棄する人もいる。緑化センターが見張るわけにもいかないので、緑化センターが回収する手段があってもよいと感じた。

【事務局】有料で回収するのであれば、人の心理としては同じだと思う。有料で回収する予定のごみの周辺に、お金を払わずにごみを置いていく人も出てくると思う。

【座長】家庭ごみを店舗のごみ箱に捨てる人もいるから、誘発することもあるかもしれない。

【委員】今後さまざまなサービスが普及する事が考えられるので、その時に検討していく方向でいいと思う。ただし園内での現状復帰はすべてのごみを持ち帰ることを原則とし、そのことについて便宜を図る必要性はないと感じる。ごみの回収を有料にすると、隠して置いていく人は一定数いると思う。

【委員】バーベキューを行う際に、設営から撤去までしてくれる業者はあるのか。

【委員】複数ある。農業公園で業者に委託している人もいる。

【委員】そのような業者があるのであれば、利用者に案内をしてもいいのでは。

【事務局】業者は自身で見つけてもらえばよいと思う。

【委員】そのような業者があるとわかれば、有料で委託するのか、自身ですべて行うのか、選択肢が増えると感じる。

【副座長】特定の事業者を紹介すると、事業者ともめごとがあった場合など責任が問われる懸念はある。

【委員】自覚を持って使用してほしいので、そこまで計らってあげる必要性はないと感じる。

【副座長】次の人のために元に戻して帰りましょう。ごみがない場所にごみを持ってくるので、使用したごみは持ち帰りましょう。という範囲であれば押し付けがましくないし、反感を

持つ人も少ないのでないかと思う。また市の公共施設という面で考えると、便利なものを融通して増やしていく、というのは時期的にも早すぎる気がする。

【座長】予約受付をしている緑化センターで、どの団体がどんな使い方をしたかは把握している。ルールを守れない団体は次回以降の対応を考える等で対策できると思う。

【委員】直火焼きの説明を丁寧に周知する必要がある。火は使用できるけどなにもできない施設とは思われたくない。

【副座長】直火焼きをする際の注意ポイントのような形で周知するとよいかもしれない。目的を明確にし、行為を制限しているように感じさせないこと。ここまで話をまとめると、ごみは持ち帰る、土もなるべく現状に戻すでよいか。次回の懇談会でどのような周知文にするか、事務局案を提示するということでよいか。

【委員】異議なし。

（3）令和8年度事業の検討について

【事務局説明】

資料4を基に事務局説明

（質疑・応答）

【副座長】資料4は、緑化センター・出店者会が通年で実施している事業で、例えば農業公園運営懇談会委員として既存事業に参加して一緒に実施するのでもいいし、来年度事業を検討するヒントになればと思い提示している。資料4に記載の事業に近いものであれば、見本となる事業があるので実施しやすいと思う。

【座長】新設トイレになって治安が良くなったと感じる。暑さ対策のポールミストとかあるとよいと思う。地面が芝なので有効性が高いと思う。来年度に關係なく、公園が良くなる提案があればお願ひしたい。

【委員】子ども達と農家の畑にいって体験をするのはどうか。農家さんの負担は大きいのか。

【座長】ただ農作業をやるよりも、ある程度教育性がある体験がいいと思う。昨年度の20周年事業で農業体験を行ったが、とても大変だった。受け入れ先の農家を探すことも大変だと思う。

【委員】何名かの農家は受け入れてくれるとは思うが、何とも言えない。

【委員】大人の場合は援農ボランティアがいる。

【事務局】農業公園外の事業になっている。

【委員】農業公園の運営とは話が逸れるかもしれないが、受け入れ農家の数も決して多くはない中で、子ども達が定期的に参加するのは難しい。逆に都合が良い時に参加するのも農家の負担になる。

【事務局】例えば中学校の職場体験等で畑で数日間農作業を体験することもある。ただ農業公園運営懇談会としての事業なので、子どもが畑で農作業を体験するにしても、委員としてみなさんはどのようにかかわっていくのかを検討しなければならない。実際の農作業を教えるのは農家なので、農家にお任せする形になると、運営懇談会としての事業ではなくなる。

【副座長】11月の農業祭の第二会場として農業公園を使用するので、そのタイミングでなにか仕掛けができる農業公園の魅力を広く周知できるのではないかと思う。農機具の展示は、子どもが実際に体験できるようなコーナーを検討している。

【事務局】以前は防災公園で農機具の展示を行っていたが、近年遊具が増えて実施できなかったので、今年度より農業公園を使用することになった。また今年度に限り、菊花展も開催するので例年よりも賑やかになると思う。

【委員】昨今農業離れがすんでいる中で、農業公園に求められるものは、やはり農業公園と子どもを結び付ける事業だと思う。例えば農業公園内に各小学校の畑を作って、さらに展示できたりすると、農業と市民の触れ合いの場となっていいのではないかと思う。

【座長】園内の畑では、さまざまな講習会等の参加者を公募している。さらに畑を増やすことは、公園の部分もあるので難しいかもしれない。

【委員】自由広場を使っている側からすると、あれ以上自由広場を狭くしてほしくないのが本音。今ある状態でどのように活用していくのかを考えると、やはり農家の畑に行って体験するのがいいのではないか。学校単位とか年間通してだと農家の負担になるので、農業体験したい子どもを募って、除草だけとか剪定だけとか体験できる場があると人間関係が築けたりできてよいと感じる。長期間の受け入れだと大変なので、数時間や1日だけでもよいと思う。

【委員】その事業は農業公園運営懇談会委員として、どのような関わりを持っていくのか。

【委員】今は思い付きなので、検討の余地があれば実施したい。

- 【座長】** みなさんが子どもと農家のマッチングに関わって企画を進めていくということであれば、4月以降は検討できると思う。春や秋とか涼しい時期が向いてていると思う。
- 【事務局】** 農業の事業として、農協や農家がいるのであれば実施できると思う。ただ農業公園事業として井口や中原などで実施するのは少し違うのではないかと感じる。農業公園運営懇談会は、農業公園について検討していくものなので、農業公園を中心に考えてほしい。
- 【委員】** 約1年前に農業を仕事として始めたくて、働くところと遊休農地がないか農協と農業委員会に相談に行った。基本的には農地所有者の方と話をするように言われた。農業はふれあう機会は多いが、仕事として始めるハードルが非常に高く新規参入はほぼ不可能だった。市も農協もあせん等してくれないので、働き手を募集している人や、遊休農地で農業を始めたい人がマッチングできるような場や機会があるとよいと思う。あともう一つ、先ほどの話で「農業公園の場所ありき」という話だったが、農業公園事業は園内の設備や講習会に関することなのか、教えてほしい。
- 【事務局】** 施設や設備であれば農業公園内のものが対象になるし、イベント的なものをやる場合は農業公園内かもしくはその近辺になると思う。
- 【委員】** 今までの話は子どもを対象にした農業体験が多かったが、16~20歳の方や40代以上のセカンドキャリアの方など農業を本気でやりたい人たち向けに、どういうステップで何を進めるのか、というような講習会もありではないかと思う。現実的にハードルが高い内容なので、かなり考慮する必要があるのはわかるが一案として検討できればと思う。小さい頃に農業にふれたけど、大人になって農業で働きたくても働けないという現実が三鷹市は特にあると思うので、検討できるとよいと思う。
- 【座長】** この問題はここだけの話ではなく、農協も農家も悩んでいるところ。
- 【委員】** 最近は働きたくても働けない人が増えている。知人は他県に引越して農業をやっている。農業公園なので、そこが解決できたらよいと思う。
- 【委員】** 働きたい人と担い手不足の農家が話し合える場があるとよいと思う。昨年度は子どもに焦点を当たた事業を実施した。その理由は座長の「農家に生まれないと農業はできないのか」という小学生からの質問が発端だった。そのような大人もいるということがわかった。
- 【座長】** 難しい問題だが、足踏みしているわけではなく、農協や農業委員会でも農地貸借を進めている状況。貸借は信用問題がネックになる。貸借をして農業を始めたけどダメでした、では話にならないので、そこが話が進まない要因でもある。農業をやってみるとわかるが、時間や労力をかけた分だけ還ってくるわけでもない。
- 【事務局】** 当初の目的は、令和8年度事業でお金がかかるようなものがあれば予算化をしなければならないというものだったが、すぐに結論が出るものではないので、次回以降引き続きの案件にしたいと思う。
- 【委員】** 異議なし。

3 その他

次回の日程について

【事務局】 次回の令和7年度第3回運営懇談会及び実行委員会は12月17日（水）18:30~とします。